

平成 26 年度新規指定文化財

【絵画 絹本著色 富士山図 一幅】（所有者 鎌倉市）

制作年代：江戸時代 寛文六年（1666）

寸 法：縦 73.0 cm、横 168.0cm

（指定理由）

本件は、図中に「法印探幽行年六十五歳筆」と書かれており、狩野探幽によって描かれたものであることが分かる。狩野探幽は、江戸時代前期において、室町時代に始まるとされる専門絵師・狩野派の再構築を図り、時代に相応しい絵画の様式を創り上げた。江戸幕府の将軍から直々に絵画の注文を受ける幕府御用絵師でもあり、当時の絵画の世界で、狩野派の地位を確固たるものとした。

探幽による富士山図は、現在 25 点余が知られており、探幽が日本の風景画として富士山図を重視していたものと考えられる。また、探幽の富士山図は、江戸時代を通じて狩野派だけにとどまらず、狩野派以外にまで模範とされていたようである。

本図は、そうした江戸時代の絵画史の上において貴重な作品である。

なお、本図は現在、鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

【彫刻 木造 ^{しょうかんのんぼさつざぞう} 聖 観音菩薩坐像 一軀】（所有者 妙高院）

制作年代：南北朝時代

像 高：69.3cm

（指定理由）

本像は、建長寺塔頭の妙高院の本尊で、本堂内須弥壇上に安置されている。全体の作風から、製作は南北朝時代までさかのぼる。頭髮の色や、その他の表面の金箔や漆塗り、宝冠や光背、台座などは後の時代に修理されたものであるが、本体の部材が造像当初のままとみられることは貴重である。

本像のように、衣の袖や裾を台座に懸けて長く垂らす形式は、中国の仏画を源流とし、鎌倉時代末期以後、鎌倉地方を中心とする東国の禅宗寺院で流行した。

明和 5 年（1768）当時の、妙高院の所有する宝物が記された『妙高庵什物帳』には、本像の作者として、仏師運朝の名前がある。運朝の作品は、市指定有形文化財である報国寺の仏乗禅師坐像（昭和 62 年指定）のほか、横須賀市や東京都あきる野市の寺院に伝わっているものがある。

本像は、南北朝時代の鎌倉地方の典型的な作風を示すものであり、この時代を代表する鎌倉の仏師にかかわる資料としても貴重である。

なお、妙高院は通常、内部非公開のため、本像の拝観はできない。

べつがんじもんじょ
【古文書 別願寺文書（十通） 一卷・一幅】（所有者 別願寺）

制作年代：南北朝時代～戦国時代

（永徳二年〈1382〉～永禄九年〈1566〉）

寸 法：（一卷九通）縦 29.1 cm～33.8 cm、横 38.2cm～48.7 cm

（一幅一通）縦 26.9 cm、横 37.7 cm

（指定理由）

本件は、別願寺に伝わった14世紀から16世紀にかけての、計10通の文書である。文書はいずれも、中世後期の関東の支配者から別願寺に宛てられた文書で、花押・印判が据えられた正式な文書である。内容は、所領の寄進、課税の免除などであり、とりわけ歴代の鎌倉公方（二代氏満、三代満兼、四代持氏）が父親の菩提を弔うために所領を寄進した証拠書類が揃っている点は貴重である。さらに、持氏の書状に記される桜の花の贈答など、鎌倉公方と別願寺の日常的な交流もうかがわれ、鎌倉公方家の信仰の実態を知る手がかりとなるものと言える。

なお、現在は鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

まがきにきくらでんまきえてばこず
【歴史資料 紙本著色 籬 菊 螺鈿蒔絵手箱図 一卷】（所有者 鎌倉市）

制作年代：江戸時代

寸 法：縦 39.0 cm、横 27.3cm（全16紙）

（指定理由）

本件は、『新編相模国風土記稿』に「北条政子所持の十二手箱」と記載のある「蒔絵手箱」、およびこれと対であったと伝えられる、鎌倉市・鶴岡八幡宮所蔵の国宝「籬菊螺鈿蒔絵硯箱」を模写し、一卷の巻物としたものである。「手箱」の原品は、明治六年（1873）にオーストリアのウィーンで開催された万国博覧会に出品されたが、その帰りに、伊豆沖で運搬船が座礁沈没し失われた。

本資料の大部分は「蒔絵手箱」を描いたもので、紙を16枚つなぎ合わせ、その各1枚に箱および内容品をほぼ原寸大で描き、それぞれの寸法や材質等を書き込んでおり、手箱の全容が理解できるものとなっている。

巻頭には「阿波国文庫」の朱印が捺されており、阿波国徳島藩主蜂須賀家で所有していたことを伝えている。徳島藩では、19世紀の初めに家臣を他家に派遣し、模写図や絵図類の積極的な収集を行っていたことが知られている。この「手箱図」の模写もそうした事業の一環であることが推測される。

かなり精細で巧みに描写されており、消失した政子所持と伝える鎌倉時代前期の「蒔絵手箱」と内容品等の意匠、技法などを知る上で重要な手がかりとなるなど、美術工芸史上および歴史資料として貴重なものである。

なお、現在は鎌倉国宝館が保管しており、随時展示されている。

【考古資料 国指定史跡鶴岡八幡宮境内 出土の木製塔婆類 七点】

(所有者 鎌倉市)

年 代：平安時代

寸 法： 1 長さ 107.7cm

2 長さ 141.0cm

3 長さ 74.3cm

4 長さ 64.8cm

5 長さ 63.4cm

6 長さ 50.6cm

7 長さ 111.9cm

(指定理由)

本資料は、国指定史跡鶴岡八幡宮境内で、鎌倉国宝館の収蔵庫建築に伴って昭和 57 年 (1982) に行われた発掘調査で出土した木製品である。鶴岡八幡宮の造営に先立つ、鎌倉時代初めの地層より下層で、男女を葬った墓が一基みつかった。この墓のそばの窪地でこれらの木製品が出土しており、この出土状況から、墓での供養に用いた卒塔婆と想定できる。

1、2 は板を五輪塔の形に加工した卒塔婆である。3～6 は上部が四角錐型で、その下に 2 本の線が刻まれた角塔婆である。下端部は尖らせてあるので地面に突き刺して使ったものと考えられる。7 は上部が円盤形の杭状の木製品であるが、円盤形のさらに上が壊れてなくなっているので、本来の形状については検討が必要である。

卒塔婆を用いた供養は、いくつかの文献資料から 10 世紀には行われていたことが明らかとなっている。当初、平安京の天皇や高僧、貴族達の間で行われていたものが、次第に広まっていったと考えられている。その中で本資料は、地方における信仰の形、仏教文化が受容されていくことを知る上で重要な事例である。また、全て風化によって摩耗しており、使用からある程度の期間を経てから窪地に埋まったと考えられる。この場所がその期間は墓地であったことを示しており、文献史料では詳細を知ることのできない、鶴岡八幡宮創建以前の鎌倉の姿を伝える貴重な資料である。